

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第176号)

平成13年5月16日

横情審答申第176号

平成13年5月16日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき  
諮問について（答申）

平成12年11月8日環保廃第201号による次の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

「戸塚区 丁目に所在する 商店に排出している廃電線の委託業者を  
特定するためのマニフェスト」の非開示決定に対する異議申立てについての  
諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「戸塚区 丁目に所在する 商店に排出している廃電線の委託業者を特定するためのマニフェスト」の開示請求に対し、行政文書が不存在として非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「戸塚区 丁目に所在する 商店に排出している廃電線の委託業者を特定するためのマニフェスト」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成12年8月11日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

異議申立人が開示請求した「マニフェスト」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号（平成12年法律第91号による改正前のものをいう。以下同じ。）。以下「法」という。）第12条の3で規定される産業廃棄物管理票であると解される。

産業廃棄物管理票は、産業廃棄物排出事業者（以下「排出事業者」という。）が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託して適正に処理する場合に、法第12条の3第1項及び第4項の規定に基づき交付し、及び保存するものであり、受託者である処理業者にあつては同条第2項及び第3項の規定に基づき排出事業者に送付し、又は他の受託者に回付するものである。そのため、産業廃棄物管理票は、排出事業者と処理業者の当事者間で運用するものであり、横浜市が当該産業廃棄物管理票を取得するものではない。

## 4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、本件申立文書の非開示決定に対して、異議申立書において主張している意見は、次のように要約される。

商店の業態は、排出事業者から各種廃電線の処理委託を受け、産業廃棄物最終処分場に搬入するための圧縮加工処理業（中間処理）であり、当然のことながら、法の運用管理下にあるはずである。横浜市（環境保全局）に、マニフェストが存在していることは間違いない。同商店に廃電線を搬入している運送業者も特定されているはずである。

## 5 審査会の判断

### (1) 産業廃棄物の処理責任について

法が適用される廃棄物とは、法第2条第1項に規定されるように、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となったものをいうと解されており、同条第2項の規定により一般廃棄物と産業廃棄物とに区分されている。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法第2条第4項及び同項に基づく政令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号））第2条に規定する19種類をいい、その処理は、法第3条第1項及び第10条第1項の規定により、排出事業者の責任に基づき行うこととされている。

このように、排出事業者は、その産業廃棄物を自ら処理するか、又は処理業者に委託（運搬のみを委託する場合を含む。）して、適正に処理することが義務付けられている。

### (2) マニフェスト制度について

マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理又は運搬を他の業者に委託するに当たって、不適切な処理や処理にまつわる事故を防止するために、廃棄物に関する情報をマニフェスト（管理票）に記載し、廃棄物に添えて、収集運搬業者や処理業者に渡し、適切な処理を行う制度であり、法第12条の3の規定により、平成10年12月1日から、すべての産業廃棄物に適用されることとなったものである。

同条第1項から第7項までの規定によれば、排出事業者が、当該産業廃棄物の処理又は運搬の受託者に管理票を交付し、処理（運搬）終了後に、受託業者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するとともに、当該管理票の写しを一定期間保存すること等が義務付けられている。

(3) 本件申立文書について

本件請求に係る本件申立文書は、申立人の主張によると、廃電線を産業廃棄物として排出した者が、横浜市戸塚区 丁目 に所在する 商店 に処理を委託したとみられる際に、法第12条の3の規定に基づき、同商店に交付したとされる産業廃棄物管理票であると考えられる。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 申立人が異議申立書において主張しているように、本件申立文書が法第12条の3の規定に基づき排出事業者から同商店に交付された事実があるとするれば、当該電線が、法に規定する産業廃棄物に該当し、かつ、排出事業者から同商店に処理又は運搬が委託されたものであることが前提となる。

法の規定は、(1)で述べたように、他人に有償で売却することができない不要物をもって廃棄物と認定するものであるから、仮に当該電線が有価物として取引されたものであれば、法の適用を受けないのであり、産業廃棄物管理票の交付を要しないこととなる。

イ そこで、同商店に搬入されている電線が有価物か、又は廃棄物なのかについてであるが、当審査会の知るところによれば、本件請求がされる前の平成12年5月9日及びその後の同年10月18日の2回にわたって、申立人からの苦情申出により、実施機関の職員が同商店に法第19条第1項の規定に基づく立入検査を実施している。

この立入検査の結果記録によれば、同商店が被覆電線を有価で取引していることが関係書類によって確認されており、当該電線は有価物であるため、法に規定する産業廃棄物に該当しないことを実施機関が認定している。

以上の事実から、当該電線の取引に伴って、法第12条の3の規定に基づく産業廃棄物管理票の交付そのものがなかったと考えるのが相当であり、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に不合理な点はみられない。

なお、仮に申立人の主張のとおり当該電線が産業廃棄物として排出されたものであり、法第12条の3の規定が適用され、産業廃棄物管理票が同商店に交付された事実があったとしても、当該交付された産業廃棄物管理票の流れは同条各項によって法定されており、その規定によれば、排出事業者と処理受託者との間の流通にとどまるものであることから、行政機関である横浜市が当該交付された産業廃棄物管理票を取得したと考えることはできない。

したがって、本件申立文書が存在しないため非開示とした実施機関の決定は、  
妥当である。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件請求に係る本件申立文書は存在しないとして、  
条例第10条第2項の規定により非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年11月8日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成12年11月24日 (第236回審査会)	・ 諮問の報告
平成13年4月13日 (第243回審査会)	・ 審議
平成13年4月27日 (第244回審査会)	・ 審議
平成13年5月11日 (第245回審査会)	・ 審議